

土地政策の一環として、土地の投機的取得を抑制することを目的とした特別土地保有税が町税として創設されましたので、その概要をお知らせいたします。

一、課税対象と税率

特別土地保有税は、昭和四十四年一月一日以後に取得した土地の保有者に対して、昭和四十九年から、毎年その取得価格に對して一・四パーセントの税率を乗じて課税されます。また昭和四十

税金のしおり

特別土地保有税について

以後に、おける土地の取得に

對して一回だけ三パーセントの税率によって課税されます。しかし、その年度に課税される固定資産税、またはその土地の取得に對して課税される不動産取得税が税額から控除されます。

二、非課税

特別土地保有税は次の土地に對しては課税されません。

- ① 国、地方公共団体が取得しまたは所有する土地。
- ② 相続、法人などによる形式

的な所有権の移転にかかる土地

- ③ 農業経営規模拡大、工場
- ④ 工場立地の改善などの政策目的に合致した土地の保有または取得。

三、免税点

土地の保有にかかる特別土地保有税は、同一町内において一月一日現在所有する土地の合計面積が一万平方メートル(約一町歩)に満たない場合。または土地の取得にかかる特別土地保

トールをこえる土地を取得した場合：五月三十一日。

- ⑤ 一月一日前一年以内に一万平方メートルをこえる土地を取得した場合：二月末日
- ⑥ 七月一日前一年以内に一万平方メートルの土地を取得した場合：八月三十一日

概要は以上のとおりです。昭和四十四年一月一日以降に取得した土地(地目に関係ない)を約一万平方メートル以上保有しているもの。また昭和四十八

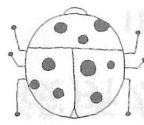
年七月一日以降に取得し

有税は、同一町内において、一月一日前一年以内、または七月一日前一年以内に取得した土地の合計面積が、一万平方メートルに満たない場合は課税されません。

四、申告納付

特別土地保有税は、次の各号の別に応じ、それぞれに掲げる日までに申告納付します。

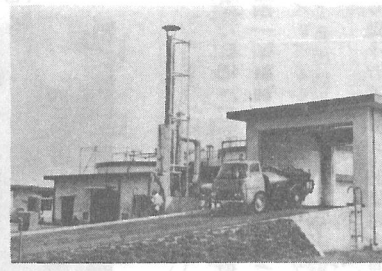
- ① 一月一日において所有する課税土地の面積が、一万平方メ



シ尿処理場「光分場」が完成

木戸長塚地区に

東総衛生組合(八日市場市、旭市、海上町、飯岡町、干潟町、多古町、光町、野栄町)二市六町から排出されるシ尿の処理場「光分場」が完成しました。総工費は、二億二千万円で浄化活性汚泥方式のため汚水は浄化されるので公害



(長塚に完成したシ尿処理場)

発生心配はありません。また一日の処理能力は五十詰で、旭市新川地区で使用していたものより大量に処理できます。現在は二市六町で収集されるシ尿は一日約八十詰で、旭市新川地区の処理場ではさばききれなくなったわけです。そこで、長塚地区に処理場を建設することに決定し、昨年の四月から工事が始まりこの五月に完成し七月に稼動となりました。これで旭市新川地区の処理場と合わせ、一日九十五詰のシ尿が処理できるようになりました。これで二市六町で収集する一日のシ尿量を大幅に上回り、シ尿に悩まされることはなくなりす。

七月二十五日から

「広域時分制」

電話料金の改正

公衆電気通信法の一部改正に伴い、通話料金の一部を七月二十五日から、つぎのとおり変更することになりました。

- (一) 現在の市内通話と市外通話の区別をなくして、最低の料金を三分までごとに七円としました。
- (二) 七円でかけられる範囲を横芝局(従来の市内通話区域)と松
- (三) 銚子、佐原、成田、東金など隣接する単位料金区域へのダイヤル通話については、七円でかけられる秒数を六〇秒から八〇秒に延長しました。
- (四) 青電話や大形赤電話からも三分以上継続して通話ができるようにしました。